

令和 4 年度給水装置工事申込様式等の  
標準化に向けた調査報告書  
(栃木県内におけるケーススタディ)

令和 5 年 3 月

全国管工事業協同組合連合会

# 目 次

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| 1   | 業務概要                    |   |
| 1・1 | 本業務の目的                  | 1 |
| 1・2 | 業務実施体制                  | 2 |
| 1・3 | 業務工程表                   | 2 |
| 2   | 業務内容                    |   |
| 2・1 | アンケート調査の流れ及びその整理結果      | 3 |
| 2・2 | 給水装置工事申込書（案）            | 3 |
| 2・3 | その他の様式（案）               | 4 |
| 2・4 | 各水道事業体及び管工事業協同組合連合会への説明 | 4 |
| 2・5 | 成果品                     | 4 |

## 1 業務概要

### 1・1 本業務の目的

給水装置工事を申し込む際に、指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」という。）がお客さまとの委任契約を行って、水道事業体の指定の申込書を作成することになる。

その指定様式が水道事業体によりまちまちであると、複数の水道事業体の指定を受けている工事事業者にとっては、工事申込の際に異なる様式の申込書を使用することにより業務が煩雑となる。本業務でケーススタディの舞台とした栃木県においても24水道事業体がそれぞれ独自の様式を定めていた。

そこで本業務では、各水道事業体の申込書の記載事項・内容を収集・分析し「給水工事申込書」の標準化に向けた検討を行うことを目的とする。

また、工事申込の電子申請化が進められつつあり、様式が標準化されることで電子申請の動きも加速化されるとともに、電子申請により工事事業者の負担も大きく軽減されることとなる。

宇都宮市上下水道局上下水道事業管理者 塚田浩様、栃木県管工事業協同組合連合会長 和田均様はじめ調査検討にご協力頂いた方々に感謝申し上げます。

### 1・3 業務実施体制

本業務における公益財団法人給水工事技術振興財団の担当者は「表－1」のとおりである。

表－1 受注者業務体制

|                  |       |
|------------------|-------|
| 公益財団法人給水工事技術振興財団 |       |
| 担 当 者 名          |       |
| 技術開発部部长          | 川崎 敬生 |
| 参 与              | 普川 靖弘 |

### 1・4 業務工程表

本業務における業務工程表は「表－2」のとおりである。

表－2 工程表

| 項目            | 7月 | 8月       | 9月           | 10月       | 11月        | 12月          | 1月 | 2月          | 3月 | 備考                            |
|---------------|----|----------|--------------|-----------|------------|--------------|----|-------------|----|-------------------------------|
| アンケート調査収集     |    | 8月9日～31日 |              |           |            |              |    |             |    |                               |
| アンケート調査結果意見集約 |    |          | 9月20日～30日    |           |            |              |    |             |    |                               |
| 標準化に向けた書式の精査  |    |          | 9月20日～10月14日 |           |            |              |    |             |    |                               |
| 説明会用資料作成      |    |          |              | 10月3日～31日 |            |              |    |             |    |                               |
| 標準化案の整理・確認    |    |          |              |           | 11月14日～30日 |              |    |             |    | 栃木県支部及び宇都宮市からの意見を集約し標準化案を整理する |
| 説明会の実施        |    |          |              |           |            | 12月21日       |    |             |    | 各事業体及び組合等からの意見確認              |
| 意見集約及び標準化案の整理 |    |          |              |           |            | 12月16日～2月10日 |    |             |    | 説明会で出た意見等を集約し、標準化案を整理する       |
| 標準化案の最終確定・報告  |    |          |              |           |            |              |    | 2月13日～3月10日 |    |                               |

## 2 業務内容

令和3年度に作成した標準化に向けた「給水装置工事申込書（1次案）」を各水道事業体に提示し、記載必要度の選択・要望・意見についてアンケート調査を実施した。

それらのアンケート調査結果を集計・分析し「給水装置工事申込書（2次案）」をエクセル様式による作成を行い、各水道事業体及び管工事業協同組合連合会への説明会を開催し、各水道事業体等から要望された内容を取り入れた「給水装置工事申込書（最終案）」を作成した。

また、今回の標準化に向けた取り組みでは、給水装置工事申込書に添付されている様々な様式類についても調査を行っているが、この様式類については事業体ごとに様々な書式があり、使用用途に合わせて作成されていることから、現状ですべての統一化は難しいと考え、「給水装置工事申込書」を最優先して標準化様式を作成することとした。

様式類の標準化については、将来の電子申請に向けた取り組みの中で、紙書式のものを電子データ化（エクセルやPDFなどに変換）するなどを検討するのと並行して、各水道事業体が様式類の統一を含め、議論を深めることが望まれる。

## 2・1 アンケート調査の流れ及びその整理結果

- (1) 各水道事業体に対して調査協力依頼文（資料-1「P8」）を送付するとともにアンケート用「給水装置工事申込書（1次案）」（図-1「P17」）を提示し、項目番号を設定してアンケート調査を実施した。
- (2) 各水道事業体の意向を確認するため「給水装置工事申込書（1次案）」等に関する調査表（アンケート様式）（表-3「P10」）を送付して記入してもらい、回収した。
- (3) 各水道事業体から受領したアンケート結果を集約した表を作成し、「給水装置工事申込書」に記載する項目は、記載を要望する水道事業体の割合（要望率）が50%以上のものを抽出し、要望率が50%未満のものは不記載項目とした。  
※50%未満の項目で、給水装置工事審査担当者の職務として重要であると思われる使用予定水量、承諾関係、誓約関係はチェック項目を記載した。（表-4「P16」）
- (4) 各水道事業体の実態を把握するためアンケート結果の分布図を示す。  
分布図の見方として記載必要度を数字で表し、3を「必要」、2を「別紙に記入し、申込には不要」、1を「不要」と記載し整理した。（図-2「P18」）

## 2・2 給水装置工事申込書（案）

アンケート結果に基づき「給水装置工事申込書（2次案）」を（図-3「P20」）に示す。  
主な特徴は、アンケート調査から得られた項目を精査し、申込書への記入項目を必要最小限に厳選したことで、シンプルな申請書とした。また、申込者及び指定工事業業者の記入欄と水道事業体の記入欄を分け、提出先の宛名など水道事業体ごとに表記内容が異なる項目等は、「リスト」（プルダウンでの選択式）による選択方式を導入した。

これらのことにより、指定工事事業者は栃木県内の各水道事業体に提出する申込書の記入内容も統一され、申込書作成の煩雑さを大幅に軽減できることが期待される。

### 2・3 その他の様式（案）

(1) 水道事業体から標準様式作成の要望が多かったために、新たに追加した「給水装置工事設計変更届（最終案）」（図－4「P21、22」）を示す。また、当様式においても「リスト」（プルダウンでの選択式）による選択ができる方式を導入した。

なお、各水道事業体のその他の様式は、現時点では紙様式であるが、将来デジタル化した場合には、「給水装置工事申込書（2次案）（P20）」に記入された項目と同一のものは、リンクすることにより追加記入は必要なくなる。

(2) 申請・完成図面として必要最低限の項目を示した図の例を、参考として（図－5「P23、24」）を示す。

### 2・4 各水道事業体及び管工事業協同組合連合会への説明

各水道事業体及び管工事業協同組合連合会に説明会の実施に伴う周知（資料-2「P9」）を行い、「給水装置工事申込書（2次案）」等について意見・要望を募った。

#### 【説明会実施内容】

- 1 日 時 令和4年12月21日（水）午後2時00分～
- 2 場 所 宇都宮市上下水道局 5階大会議室（オンライン併用）
- 3 議 事 給水装置工事申込書様式等の標準化に向けて  
（パワーポイントによる説明の後、質疑応答）
- 4 出席者 水道事業体（24水道事業体の内23事業体が出席、出席率：96%）  
栃木県管工事業協同組合連合会（会長、副会長を含め4名参加）  
給水工事技術振興財団（2名参加）

### 2・5 成果品

各水道事業体の要望を取り入れた「給水装置工事申込書（最終案）」（図－6「P25」）及び「給水装置工事設計変更届（最終案）」（図－4「P21、22」）を示す。

給水装置工事申込書（2次案）からの主な変更事項としては、水道事業体によって「同意承諾関係」の提出が必要とする場合など、申込記載項目以外の記載を求める場合を想定して、工事事業者記載欄の下部に新たに摘要欄を設けて、そこへ記入してもらうよう一部を変更した。

なお、参考までに説明会等で出された水道事業体からの質問及び財団による回答の主なものを以下に示す。

【質問 Q 及び回答 A】

Q 栃木市：本市の給水方式については、直結増圧は禁止で受水槽方式は、申込を不要とし参考図面のみの提出としている。また、加入金制度も不採用のため、申込書を運用する際にこれらの項目を採用していると思われてしまうので、斜線等で削除することは可能か。

A 申込様式の項目については、運用の段階で事業体に確認はするが、申込様式の記入欄を使用しないことで対応願いたい。

Q 茂木町：統一様式を使用するにあたり、実施スケジュールはどうか。

A 令和 4 年度中に申込様式は確定するが、実運用は令和 5 年度からは難しいと考える。事業体によっては規定等を改訂する必要があるが、県内の事業体で検討して頂き、合意が得られた段階で実施するようにお願いしたい。

Q 栃木市：申込者と所有者が異なる場合、記入項目を追加できないか。

A 申込書については、シンプルに申請できるように作成しているため、別用紙で対応出来るよう整理している。

Q 真岡市：土地使用承諾について、来年度共有私道ガイドラインが改正され土地使用承諾が不要なケースが考えられるが、申込様式の変更は考えられるか。

A 改正された共有私道ガイドラインでは、同意書が無くても通知のみで施工できる場合もあるが、同意書承諾書等があったほうがトラブル防止となることから、現段階での変更は考えていない。

制度としては、ガイドラインが改正されているので、民法の履行が原則となる。

Q さくら市：民法改正で土地所有者からの同意の関係はどうか。

A 財団としては、改正に伴い同意がないことを理由に申込拒否はできないと判断している。工事する際は、あらかじめ、その目的、場所、方法を土地の所有者に通知することが必要となる。

詳細については、ガイドラインに記載されている事例等を確認願いたい。

その他意見等がある場合は、期間を定め財団宛てにメールによる提出依頼を行ったところ、以下の「意見・質問」が寄せられた。

【壬生町からの意見・質問】

Q 本町で運用している給水装置工事申込書（以下、申込書）では、申込書申請者と異なる方の所有物（建物及び土地並び私管）において工事を実施する際には、各所有者が本工事申込に異議がないことを承認する署名及び押印欄を設けております。先日、御提示いただいた新様式（案）において、⑤「同意承諾関係」でのチェックを付けるとともに別紙での承諾書の提出を想定しているものとお見受けされますが、本町では申込書での重要な項目（署名や押印を含む文書）については長期保管時での書類紛失を避けるためにも、これまで同様に承諾・承認記入欄が必要と考えております。民間同士での承諾に関しては代替わりなどにより当時の取り決めや承諾内容がうまく引き継がれずに問題となるケースも見られることから、これらの項目が問題解決の糸口になることも少なくありません。

承諾有りチェックはついているが肝心の別紙書類が無いという状況を生まない為にも、新様式標準化の観点からは矛盾してしまいますが、新様式内での承諾・承認記入欄の作成を希望しつつ、標準化様式としての作成が困難な場合には、各市町において項目欄を追加できるようにお取り計らいくださいます様お願いいたします。

A ご質問の趣旨及び壬生町様で懸念されている内容については、理解いたしました。そこで、ご質問の内容への対応策としまして、工事事業者記載欄の下部に新たに申込記載項目以外の対応を可能とする摘要欄を設け、「同意承諾関係」がどうしても必要な場合は、摘要欄内への記入により対応して頂けるよう申込書式（案）の一部を変更いたします。

申込書につきましては、限られたスペースの中で、各事業者様からのご意見等を頂き、作成した申込書（案）となっております。したがって、申込書内に承諾書欄を設けることは難しいことをご理解して頂き、栃木県内すべての事業者の皆様の申込様式等の標準化に向けた作業にご協力願いたいと存じます。

Q 本町では、申込書申請者への貸与メーター口径の選定について、申込書に記載してある、使用予定栓数を基に選定を行っている状況となっております。しかし新様式（案）では、使用予定栓数に関する記載項目が無く、このままでは新様式が本格運用となった際に貸与メーター口径の選定及び確認が行えない状況となってしまいます。

つきましては、⑧「使用予定水量」の記入欄をリストより選択にいただき、使用予定栓数と切り替え若しくは新様式内での栓数記入欄の作成を希望いたします。

A メーターの口径の選定についての水栓数記入欄ですが、1つ前の回答と同様にスペースの問題から、今回参考としてお示しした申請図面に「一般住宅」でのメーター口径を決定するための給水栓設置数の表を作成しております。この申請図面を参考にいただきご対応して頂くようお願いしたいと考えております。



【宇都宮市からの申込書に関する意見・質問】

Q 例えば、宇都宮市上下水道事業管理者を選択すると、受付番号、水栓番号、工事種別、給水方式および押印について連動するシート作成までお願いしたい。そうすることで、事業者ごとに異なる箇所があったとしても事業者の負担とならずかつ様式としても統一感が出るのではないかと考えられる。

A 水道事業管理者を選択することで、受付番号、水栓番号、工事種別、給水方式及び押印について連動する機能については、統一様式による実運用及び将来的な電子申請等見据え機能を充実させることが適切であると考えております。

Q 穿孔日は必要ないとする（別途前日に届を提出（FAX））。

また、記入する場合は申請時に予定日を記入か、または、完了時に施工日を記入なのか。

A 穿孔日の記載は、要望率75%であることから記載することとしました。

また、穿孔日の記載は完了時に記載することとしています。（事業者によって未記入の対応も可能と考えます）

Q 使用予定水量は必要ないとする、一般住宅等の把握は行っていないため（大口水量（直結増圧、受水槽など）は事前協議で水量把握している）

A 使用予定水量は、メーター口径を決定する要素として重要であると判断し記載することとしました。（事業者によって未記入の対応も可能と考えます）

Q 事業者と事業者の記入欄を明確に区別しないほうが良い。（加入金額等は便宜上事業者の記入してもらっているため）

A 工事事業者と水道事業者の記載欄の区別については、水道事業者からの要望に従って区別したもので、標準化の実運用の際に区別されていた方が、工事事業者は理解しやすいと考えております。

Q 承認および精算の伺い欄の対応（宇都宮市は担当、係長、副所長、所長）

A 承認及び精算の伺い欄については、各事業者で運用しやすいように変更して頂きたいと考えております。

【宇都宮市からの図面に関する意見・質問】

Q 数量総括は必要ないとする（平面、立面で確認できるため）

A 図面については、参考図として記載したもので、水道事業者それぞれで現在指導されている図面の記載方法で良いと考えています。